

議員提出議案第10号

地域医療を守るための財源確保と人材確保に向けた支援を求める意見書
このことについて、次のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣及び厚生労働大臣に意見書を提出する。

平成20年9月19日

提出者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	吉田文夫
賛成者	三朝町議会議員	岡本岩夫
賛成者	三朝町議会議員	松村修
賛成者	三朝町議会議員	牧田武文

地域医療を守るための財源確保と人材確保に向けた支援を求める意見書
少子・高齢化の進展、医療ニーズの多様化など我が国の医療を取り巻く環境
は大きく変化し、地域や診療科における医師の不足及び偏在や看護師を始めと
した医療スタッフの不足の解消は大きな課題となっており、地域医療サービス
をめぐっては、「医療過疎」や「医療の貧困」ともいえる状況に全国で直面してい
ます。

政府は、医師確保対策等一定の財源措置や「5つの安心プラン」によって、地
域医療とその担い手に対する支援策を公表していますが、地域医療サービスや
医療財政の確保は喫緊の課題となっています。現在、各自治体において、公立
病院改革プランの策定作業が進められていますが、へき地医療、周産期医療、
高度先進医療、救急医療などいわゆる不採算医療といわれる分野の医療提供に
ついて、公立病院の存続と医療サービスの継続的提供は地域にとって生命線と
もいえる重要な課題です。

地域医療は、住民の生命・健康に直結する不可欠な基礎的公共サービスであ

り、国民が安心と信頼の上に地域医療にアクセスできる医療提供体制を確保することは自治体の責務であります。

このため、国民が地域において、良質な医療を安心して信頼のできる医療を継続して受けることができるよう、国及び関係機関において格別の尽力を求めるものです。

記

- 1 崩壊の危機に直面している地域医療を守るため、適切な医療財源の確保を図ること。
- 2 地域医療を担う医師、看護師等の確保と養成のための支援体制を強化し、予算措置を行うこと。
- 3 「公立病院改革プラン」の策定に当たっては、地域住民が安心して、身近で継続的に医療サービスが受けられるよう、住民、利用者、医療関係者等の意見を十分に踏まえて、策定、実施するよう図ること。また、地域医療の後退を招くことのないよう、医療機能の維持・強化を前提とし必要な予算措置を行うこと。
- 4 病院事業に係る地方交付税措置については、不採算地区病院、小児、救急、精神科、へき地、高度、周産期医療、追加費用などについて、その所要額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月19日

鳥取県東伯郡三朝町議会